



あいわ総合司法書士事務所

あいわ通信

No.113

発行日 2024年10月30日

ごあいさつ

休眠会社等の整理作業により12年間登記をしていない株式会社、5年間登記をしていない一般社団法人(一般財団法人)は、解散したものとみなされます。

みなし解散を回避する方法、みなし解散のデメリット等について、ご案内いたします。

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。

もし、お悩み事などございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。

今後とも、よろしくお願いいたします。



目次：

- ごあいさつ 1
- 休眠会社等の整理作業 2
- みなし解散を回避する方法 3
- みなし解散のデメリット 4
- お客様の声を紹介します 5
- 上富良野岳 登山 6

令和6年度の休眠会社等の整理作業（みなし解散）について

令和6年10月10日(木)、12年以上登記がされていない株式会社及び5年以上登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人に対して、法務大臣による官報公告が行われ、同日付けで管轄登記所から通知書の発送を行いました。

上記の株式会社や一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、令和6年12月10日(火)までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります、これらの手続きがされなかったときは、対象の会社等について「**みなし解散の登記**」がされることとなります(会社法第472条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条及び第203条)。

12年間、会社名や本店所在地などの変更もなく、役員も同じ人であれば登記も不要と考える方もいらっしゃると思いますが、役員の任期は定款で定めても10年が最長です。役員の任期が満了し、同じ人が役員に再任した場合も登記申請をする必要があります、この場合は重任登記を申請することとなります。そのため、10年に1回は少なくとも登記がされることとなりますが、これを怠り、12年を経過しても何ら登記などをしないしていると、みなし解散となってしまいます。



みなし解散 デメリット

- ・官報公告
- ・登記簿に解散登記
- ・取締役の退任
- ・事業活動の制限
- ・法人税申告

みなし解散を防ぐためには、

- ・再任の場合も重任登記を必ず行うこと
 - ・自社の定款と登記記録の内容を確認しておくこと
 - ・疑問点があれば司法書士に相談すること
- 以上のことが重要です。

みなし解散を回避する方法

みなし解散を回避するためには、以下の手続きを行う必要があります。

- (1) 「まだ事業を廃止していない旨の届出」を提出する。
- (2) 2ヶ月以内に「役員変更登記」などの必要な登記申請を行う。

上記の手続きを行うことで、みなし解散を回避することができます。

なお、みなし解散となってしまった場合でも、3年以内であれば会社を継続することは可能です。ただし、会社を継続できたとしても、登記記録にはみなし解散の記録が残ってしまうため、会社の信用性にも影響がでてくる可能性があります。

みなし解散のデメリット

みなし解散となった場合は、みなし解散法人として官報に公告がされ、登記記録に「解散」の旨が記載されます。また、強制的に取締役は退任し、もはや営業活動はできなくなってしまいます。取引相手も登記記録を確認し、みなし解散していることがわかったら、通常は取引をしてくれません。解散事業年度の法人税の申告義務が発生し、確定申告が1回分増える等の負担も発生します。法人の代表取締役として届け出た印鑑証明書を取得することもできなくなるため、事業活動に多大な影響が出てしまいます。

みなし解散を防ぐためには、役員メンバーに変更がなくても再任している場合は重任登記などの役員変更登記を必ず行うことが重要です。また、相談者の中には定款に規定された役員の任期を把握していない方もいらっしゃるため、自社の定款と登記記録の内容を確認しておくことも重要です。

また、法務局から通知書が届いてしまった場合も、そのままにせずに速やかに内容を確認し、対応することも必要です。

最後に、登記手続きに疑問等があれば、登記の専門家である司法書士に相談するというのも大切です。弊事務所でも相談は受け付けておりますので、登記手続きについてのご質問等ございましたら、遠慮なくご相談ください。

お客様の声を紹介します

今日は二度目の依頼でしたが依頼を断られたかなと思っていましたが大変良く引き受けていただきました。とてもありがたく感謝し、とても重く思っています。これまで5年間の支払が始まりましたが依頼していたぶん感謝して頑張ってきました。行ってみたいと思っています。この度はありがとうございました。電話での対応もとても良くしていただきました。

【債務整理のご相談】

債務整理のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。弊事務所では、依頼者の生活状況やご希望に合わせた債務整理を提案し、7000人を超える方の多重債務の問題を解決してきました。ご相談者の中には、家族に内緒で借金をしている方もいて、借金の問題について一人で悩みがちです。借金のことが頭から離れず大変な思いをされている方も多数いらっしゃいます。債務整理を依頼した後は、業者からの取立を止めて、支払いをストップすることもできますので、落ち着いて今後のことを考えられるようになります。多重債務は、解決できる問題です。まずは、お気軽にご相談ください！

上富良野岳 登山

こんにちは、高井和馬です。9月29日（日）、小学校4年生の息子と上富良野岳に登ってきました。9月8日は富良野岳を登りましたが、今回は上富良野岳に挑戦しました。前日に近くの野営場でキャンプし、翌朝5時に起床して登山を開始しました。紅葉が進んでおり、早朝にもかかわらず登山口はこれから登山をする方で賑わっていました。

スタートしてから安政火口の分岐まで続く道では紅葉がとてもきれいで、尾根にでると、朝焼けに照らされた富良野岳を眺めながら登ることができ、私のテンションは上がりっぱなしでした。上富良野岳へと続く登山道は、毎年のように登っておりますが、紅葉の季節にのぼるのは初めてで、いつもとは違う登山を楽しむことができました。山頂に到着すると、3週間前に登った富良野岳へと続く稜線がきれいで、雲海も遠くまで広がっており絶景でした。空気も澄んでおり、遠くの山までみることができ、多くの登山者は私と同様に感動しておりました。



先日、手稲山の山頂付近に雪が積もっているが見え、冬の訪れが近いことを感じました。今回の登山で夏山登山も終了です。今年は天候に恵まれ、何度も十勝岳連峰の山々を登ることができました。そして、いつも登山に付き合ってくれる息子にも感謝をしたいと思います。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ

司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま

司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ

司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士